

随意契約内容及び選定理由書

委託件名	固定資産税の標準宅地の時点修正に関する業務委託																															
履行場所	市長が指示する場所																															
委託の内容	当該業務は、令和7年度における土地の価格の修正率を判断するために、地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づく修正基準により、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、標準宅地の時点修正を実施する。																															
履行期間	令和 6 年 7 月 25 日 ~ 令和 6 年 9 月 30 日																															
契約年月日	令和 6 年 7 月 25 日																															
契約金額	23,331,000 円			※単価契約の場合の単価																												
契約の相手方	住所	松山市三番町4丁目8番地7																														
	名称	公益社団法人 愛媛県不動産鑑定士協会																														
選定理由	<p>地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づく修正基準により、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用することとなっている。</p> <p>また、地方税法第388条に規定する「固定資産評価基準」において、不動産鑑定士または不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格を活用するに当たっては、全国及び都道府県単位の情報交換や調整を行うこととされている。</p> <p>以上の要件を満たすことができるるのは、公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会のみであるため、当該業者を指名する。</p>																															
契約担当課	資産税課																															
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号																															

(注意) 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。
3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。